

台風21号に関する被災者支援制度一覧

※赤字は最近追加したもの

平成30年9月27日現在 第2版

住宅に関すること							
支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	問い合わせ先
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
被害を受けた家屋の修繕	家屋の修繕にお困りの方	要件なし				右記の組合等により、相談先(有償)を紹介いただけます。 ※相談先については、応急措置等の対応に相談時間を要する状況となっています。 また、電話がつながりにくい場合やご相談の内容によって対応できかねる場合がありますので、予めご了承のうえお問合せください。	・摂津市建設事業組合 「千里丘・千里丘東地区」 072-631-3071 「正雀・別府地区」 06-6340-6636 「鳥飼地区」 072-654-2378 「上記以外の地区」 072-654-1343 ・NPO法人『人・家・街 安全支援機構』(LSO) 06-6456-1010

給付・見舞い金・貸付に関すること							
支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	問い合わせ先
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
重度障害者医療費助成	財産の価格の概ね2分の1以上の被害を受けた方		—			所得制限の緩和措置が受けられる場合があります。	障害福祉課 TEL 06-6383-1374 FAX 06-6383-9031
特別児童扶養手当	財産の価格の概ね2分の1以上の被害を受けた方		—			所得制限の緩和措置が受けられる場合があります。	障害福祉課 TEL 06-6383-1374 FAX 06-6383-9031
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当	財産の価格の概ね2分の1以上の被害を受けた方		—			支給制限の緩和措置が受けられる場合があります。	障害福祉課 TEL 06-6383-1374 FAX 06-6383-9031
大阪府生活福祉資金貸付	低所得者、障がい者または高齢者の世帯		要件なし			災害を受けたとき立ち直るのに必要な資金の貸付制度です。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	社会福祉協議会 (地域福祉活動支援センター内) TEL 06-4860-6460
児童扶養手当	財産の価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方		—			受給者は支給制限の緩和措置が受けられる場合があります。	子育て支援課 TEL 06-6383-1980 FAX 06-6319-1930
就学援助	廃業・解雇など、災害により所得が著しく減少した方		—			学用品費、通学用品費、校外活動費などの費用の援助が受けられる場合があります。	子育て支援課 TEL 06-6383-1980 FAX 06-6319-1930
ひとり親家庭医療費助成	財産の価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方		—			所得制限の緩和措置が受けられる場合があります。	子育て支援課 TEL 06-6383-1980 FAX 06-6319-1930
災害見舞金	被害の程度に応じて市から見舞金が支給される場合があります。		—			●遺族見舞金 死亡:300,000円 ●傷害見舞金 治療期間が30日以上の場合:100,000円 ●住宅被害見舞金見舞金 全壊・全焼・滅失:100,000円 半壊・半焼・床上浸水:50,000円	保健福祉課 TEL 06-6383-1386 FAX 06-6383-5252
災害見舞金	台風により一部損壊の住宅被害を受けた世帯で、次の全てに当てはまる人 (1)災害発生時に本市に居住し、対象住宅に居住していた人 (2)対象住宅が一部損壊と判定された人 (3)老人医療費、重度障害者医療費、ひとり親家庭医療費のいずれかの対象者を含む世帯、または、生活保護受給世帯		—			1世帯1万円を支給。 ※大阪府北部地震に係る災害見舞金を受けた世帯は対象外	市役所4階・被災者支援総合窓口 ☎06(6170)1300へ

<p>被災住宅修繕支援金 (平成30年10月1日から平成31年3月末まで受付)</p>	<p>地震、台風被害で30万円以上の復旧を完了した世帯、かつ、自己所有住宅に居住している人で、次の全てに当てはまる人 ▽申請者の属する世帯全員の平成29年中の所得の合計額が430万円未満 ▽生活保護を受けていない ▽市税を滞納していない ▽法人でない</p>	<p>—</p>	<p>●世帯全員の総所得が430万円未満の世帯には上限10万円 ●市民税非課税世帯、老人医療費、重度障害者医療費、ひとり親家庭医療費の世帯には上限20万円 ※屋根、外壁、柱、基礎、ドア、窓などの復旧工事が対象 ※屋根の修理を含む場合は上限5万円上乗せ ※大阪府北部地震に係る被災住宅修繕支援金を受けた世帯は対象外</p>	<p>市役所4階・被災者支援総合窓口 ☎06(6170)1300へ</p>
---	---	----------	--	---------------------------------------

減免・納付相談窓口に関すること							
支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	問い合わせ先
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
下水道事業受益者負担金の納付の猶予	災害等により納付が困難となった方	●	●	●	●	納付相談をふまえ、損害の程度により徴収猶予を受けられる場合があります。	下水道事業課管理係 TEL 06-6383-7638
水洗便所改造資金貸付金の返還	災害等により資金の償還が困難となった方	●	●	●	●	納付相談により、災害等により資金を償還することが困難であると認められる場合、償還方法を変更できる場合があります。	下水道事業課管理係 TEL 06-6383-7638
国民健康保険料の減免または徴収猶予	災害等により家屋に損害を受けた方	●	●	●	— (※)	家屋の損害程度に応じて、減免または徴収猶予が受けられる場合があります。(※)詳細についてはお問い合わせください。	国保年金課 (収納係) (国保医療係) TEL 06-6383-1555
国民健康保険の一部負担金の免除または徴収猶予	災害等により家屋に損害を受けた方	●	●	●	— (※)	家屋の損害程度に応じて、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。(※)詳細についてはお問い合わせください。	FAX 06-6318-1350
後期高齢者医療制度の保険料の減免または徴収猶予	災害等により家屋に損害を受けた方	●	●	●	—	家屋の損害程度に応じて、減免または徴収猶予が受けられる場合があります。	国保年金課 (年金高齢医療係)
後期高齢者医療制度の一部負担金の免除または徴収猶予	災害等により家屋に損害を受けた方	●	●	●	—	家屋の損害程度及び(※)その他の要件に応じて、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。(※)詳細についてはお問い合わせください。	TEL 06-6383-1387 FAX 06-6318-1350
国民年金の保険料免除	災害等により家屋に損害を受けた方	●	●	●	—	家屋の損害程度に応じて、免除が受けられる場合があります。	国保年金課 (年金高齢医療係) TEL 06-6383-1387 FAX 06-6318-1350
市税の減免・納付	災害等により納期限までに市税を納付できない方	要件については各課にお問い合わせください。				一定以上の被害を受けられた場合の市税の減免、あるいは納税の猶予や納期の延長など、対象者の状況に応じた納税相談を受け付けます。	市民税課 TEL 06-6319-1990 固定資産税課 TEL 06-6383-1349 納税課 TEL 06-6383-6133
障害者自立支援法に基づく介護給付費等の利用者負担減免	住宅、家財、その他財産について著しい損害を受けた方	—				利用者負担の減免をうけられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	障害福祉課 TEL 06-6383-1374 FAX 06-6383-9031
災害による保育料の変更	災害により多大の出費を要し、保育料の納付が困難になった方	●	●	●	—	損害の割合に応じて、保育料を変更できる場合があります。	こども教育課 TEL 06-6383-1184 FAX 06-6319-1930
介護保険料の減免	災害等により一定以上の被害にあった方	全壊:保険料額の全額 半壊:保険料額の5割の額				災害等による被害状況に応じて、介護保険料の減免が受けられる場合があります。	高齢介護課 TEL 06-6383-1379 FAX 06-6383-9031
介護保険サービス利用者負担額の減免	災害等により一定以上の被害にあった方	全壊:利用者負担額の全額 半壊:利用者負担額の5割の額				災害等による被害状況に応じて、介護保険サービス利用者負担額の減免が受けられる場合があります。	高齢介護課 TEL 06-6383-1379 FAX 06-6383-9031
奨学資金貸付金の返還	災害等により奨学資金の返還が困難になった方	—				返済の猶予または免除を受けられる場合があります。	子育て支援課 TEL 06-6383-1980 FAX 06-6319-1930
学童保育室保育料の減免	災害等により保育料の納付が困難になった方	—				保育料の減免を受けられる場合があります。	子育て支援課 TEL 06-6383-1980 FAX 06-6319-1930

災害による私立幼稚園就園奨励補助金の変更	災害により多大の出費を要し、保育料・入園金の納付が困難になった方	●	●	●	—	損害の割合に応じて、補助額を変更できる場合があります。	こども教育課 TEL 06-6383-1184 FAX 06-6319-1930
----------------------	----------------------------------	---	---	---	---	-----------------------------	--

企業に関すること							
支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	問い合わせ先
		全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
事業所の損傷を証明(罹災届出証明)	事業所に係る建屋、動産を損傷し、証明を希望する方	要件なし				事業所に係る代表者からの申請及び損傷状況がわかる写真等の提出に基づき、罹災届出証明を交付します。	産業振興課 TEL 06-6383-1362 FAX 06-6319-5068

その他							
支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	問い合わせ先
		全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
こころのケア電話相談	台風によりショックを受けたり、不安を抱いていたりなど、こころのケアが必要な方	要件なし				専門的な相談や医療機関の紹介など	大阪府こころの健康総合センター TEL06-6607-8814 (相談時間)9時30分から17時 (土、日、祝日を除く)
平成30年台風第21号対応無料電話相談(9月29日まで)	台風により被災された方	要件なし				被災された方を対象に大阪弁護士会が電話で各種法律相談に無料で応じます。	大阪弁護士会 TEL06-6364-2046 (相談時間)月～土曜日 10時～13時
台風第21号の被害に関する無料電話相談(10月12日まで)	台風により被災された方	要件なし				被災された方を対象に司法書士が電話で各種相談に無料で応じます。	大阪司法書士会 TEL06-6949-5605 (相談時間)平日 13時～16時